

令和元年度

定期監査結果報告書

令和 2年 3月

備前市監査委員

本報告書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき行った監査の結果を、同条第9項の規定により備前市議会及び備前市長並びに備前市教育委員会、備前市選挙管理委員会に提出するものである。

令和 2年 3月

備前市監査委員 大 森 浩 二
同 星 野 和 也

目 次

ページ

第1	基準に準拠している旨	1
第2	監査の種類	1
第3	監査の対象	1
第4	監査の着眼点	1
第5	監査の主な実施内容	1
第6	監査の実施場所及び日程	2
第7	監査の結果	2
1	秘書広報課	3
	・番組制作等業務に係る設備等、市の所有する備品が適切に記録、管理されておらず、適正を欠いているもの	
2	企画課	4
	・縁結びイベントについて、市内在住者の参加が低位で推移していることなどから、イベントの必要性を検討した上で、市内在住者の参加を増やす取組みや事業効果が検証できる体制を整備することなどについて検討する必要があるもの	
3	農政水産課	5
	・補助事業の実施に当たり、相当の収益が生じると認められる場合は、収益納付すべき旨の条件を附することや出資金について、財産処分の制限を設けるなど改善する必要があるもの	
4	産業観光課	6
	・伝統的産業振興事業補助金の交付に当たり、交付の目的や対象等が定められていなかったり、交付決定前に事業が開始されていたりしており、適正を欠いているもの	
	・建設労働組合補助金について、繰越金が多額に発生していることを踏まえ、今後の継続について検討する必要があるもの	
	・建設労働組合補助金について、補助事業の適正な執行を図るため、前金払での交付等を見直すなどの改善を図る必要があるもの	
5	水道課、下水道課、病院	9
	・出納取扱金融機関等の検査が行われておらず政令に違反しているもの	

- 6 学校教育課（及び片上高等学校） 10
- ・ 特色ある学校づくり補助金が過大に交付されており、適正を欠いているもの
 - ・ 特色ある学校づくり補助金において、学校評議員に対し、通常の業務以外の業務を依頼し、報償費を支払う必要がある場合には、その区分を明確にするなど改善する必要があるもの
 - ・ 特色ある学校づくり補助金において、要綱における「学校」の位置付けを明確にするとともに実績報告事務に係る通知について、再検討するなど改善を図る必要があるもの
- 7 備前焼ミュージアム 13
- ・ 条例の規定や議会の議決がないにもかかわらず、学術研究利用料を減免しており、法令等に違反しているもの
 - ・ 図録に掲載された写真が誤っていたにもかかわらず、適正に完成しているとして図録作成委託料を支払っており適正を欠いているもの
 - ・ 特別鑑賞料の徴収について検討する必要があるもの

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、備前市監査基準（平成28年備前市監査委員訓令第4号）に準拠して監査を行った。

第2 監査の種類

定期監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査）

第3 監査の対象

市長公室	秘書広報課、企画課
総務部	財政課、施設建設・再編課、税務課
保健福祉部	社会福祉課、子育て支援課
産業部	農政水産課、産業観光課
建設部	水道課（水道・飲料水）、下水道課（下水道・浄化槽）
日生総合支所	管理課
吉永総合支所	神根・三国地区活性化センター
病院事業	備前病院、日生病院、吉永病院
教育委員会	教育振興課、学校教育課、幼児教育課、西鶴山保育園、香登認定こども園、伊部認定こども園、西鶴山小学校、香登小学校、伊部小学校、片上小学校、備前中学校、片上高等学校、西鶴山共同調理場、歴史民俗資料館、備前焼ミュージアム
選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局

第4 監査の着眼点

有効性、効率性、経済性、合規性、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示の妥当性等

第5 監査の主な実施内容

実査、立会、確認、証憑^{ひょう}突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問、観察、閲覧等の手法により、効果的かつ効率的に十分かつ適切な監査の証拠を入手して監査を実施した。

第6 監査の実施場所及び日程

監査期日	対象部課等名称		実施場所
令和元年 10月8日（火）	教育委員会	香登小学校	香登小学校
		西鶴山小学校	西鶴山小学校
		西鶴山共同調理場	西鶴山共同調理場
		西鶴山保育園	西鶴山保育園
		香登認定こども園	香登認定こども園
10月23日（水）	教育委員会	伊部小学校	伊部小学校
		伊部認定こども園	伊部認定こども園
		備前中学校	備前中学校
		片上小学校	片上小学校
		片上高等学校	片上高等学校
10月28日（月）	病院事業	備前病院	備前病院
11月11日（月）	市長公室	秘書広報課	備前市役所
	産業部	農政水産課	〃
	総務部	財政課	〃
		施設建設・再編課	〃
		税務課	〃
11月19日（火）	保健福祉部	社会福祉課	備前市役所
		子育て支援課	〃
	市長公室	企画課	〃
	教育委員会	幼児教育課	〃
		教育振興課	〃
11月26日（火）	選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	備前市役所
	教育委員会	歴史民俗資料館	歴史民俗資料館
		備前焼ミュージアム	備前焼ミュージアム
	建設部	水道課（水道・飲料水）	坂根分庁舎
		下水道課（下水道・浄化槽）	〃
11月29日（金）	産業部	産業観光課	備前市役所
12月9日（月）	日生総合支所	管理課	日生総合支所
	病院事業	日生病院	日生病院
		吉永病院	吉永病院
	吉永総合支所	神根・三国地区活性化センター	神根・三国地区活性化センター
12月26日（木）	教育委員会	学校教育課	備前市役所

第7 監査の結果

監査の結果は次のとおりである。

1 秘書広報課

(1) 指摘事項

ア その他適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの

(ア) 番組制作等業務に係る設備等、市の所有する備品が適切に記録、管理されておらず、適正を欠いているもの

市の物品の出納、貸付け、売却、廃棄処分等については、備前市会計規則（平成17年備前市規則第57号）において所定の手続きが定められており、物品の増減等の状況は、その都度、帳簿に記録しなければならないとされている。

秘書広報課は、令和元年度に、「ひなビジョン」で放送するための番組制作等に関する業務を日生有線テレビ株式会社（以下「日生有線」という。）に31,352,760円で委託している。

番組制作等業務委託に関する仕様書によれば、市が所有する備品である既存放送設備一式については、日生有線に無償貸与することとされている。また、日生有線が委託費において備品の購入又はリース等を行う場合は、市に事前に協議することとされており、新しく購入した備品の所有権は備前市とし、日生有線に無償貸与することとされている。

番組制作等業務で使用する備品の管理状況等について監査したところ、次のような事態が見受けられた。

秘書広報課は、令和2年1月9日時点において、番組制作等業務のため平成7年度から21年度までの間に取得した備品227個（取得価格計70,231,285円）を備品台帳に記録していた。

しかし、現物を確認したところ、実際に保管されていた備品は115個（取得価格計36,038,770円）であり、上記の備品台帳に記録されていた227個と保管されていた115個の差112個（取得価格計34,192,515円）は、地上デジタルテレビ放送に伴う規格変更等により、大半が使用できなくなったとして、28年度に廃棄処分されていた。

また、22年度以降にリースにより更新した備品等についても、事前協議による決裁書類は作成しているものの、定期的に現物を確認するなどは行っていなかった。

このように、番組制作等業務に係る設備等、市が所有する備品が正確に記録、管理されていなかったことは、適正を欠いており是正する必要があると認められる。

このような事態が生じたのは、秘書広報課において、市が所有する備品を適切に記録、管理するという認識が欠けていたことなどによると認められる。

なお、市は、現在、平成29年度版の統一的な基準による固定資産台帳を作成している。当該固定資産台帳には、番組制作等業務の関連備品25個、取得価格計54,797,130円が掲載されているが、それらのうち17個、取得価格計24,403,755円分は、29年度には存在しないことから、固定資産台帳が誤っている状況となっている。

2 企画課

(1) 意見（要望）事項

ア 効率性、経済性、有効性の観点から検討する必要があると認められるもの

- (ア) 縁結びイベントについて、市内在住者の参加が低位で推移していることなどから、イベントの必要性を検討した上で、市内在住者の参加を増やす取組みや事業効果が検証できる体制を整備することなどについて検討する必要があるもの

企画課は、人口減少対策の一環として、市内在住の独身者（以下「市内在住者」という。）へ出会いの機会を提供するなど成婚に向けたサポートを行い、定住促進につなげることを目的として、縁結びイベント（以下「イベント」という。）を開催しており、平成 30 年度におけるイベントの費用は、559,600 円となっている。

28 年度から 30 年度までのイベントの開催状況等（表 1）についてみると、3 年間で、定員が 100 人から 65 人に縮小され、イベントの参加人数も 60 人から 36 人へと大幅に減少していた。

一方、市内在住者の参加人数は、28 年度が 13 人、29 年度が 11 人、30 年度が 14 人とほぼ横ばいとなっているものの、定員に対する参加割合は、13.0%から 21.5%と低位となっていた。

また、企画課では、イベントにより成婚して定住に結び付いたかなどの事業効果については、長期の追跡等が困難であるとして、把握していなかった。

このように、参加人数が大幅に減少しており、市内在住者の参加も低位で推移していることなどから、企画課においては、イベントの必要性を検討した上で、市内在住者の参加を増やす取組みや事業効果が検証できる体制を整備することなどについて検討する必要があると認められる。

表 1 平成 28 年度から 30 年度のイベントの開催状況

(単位 人)

年度・ イベント名 定員及び 参加人数等	平成 28 年度	29 年度	30 年度	3 年間の実績 合計
	・恋するフードフェス		・男女合同セミナー ・スプリングカップリ ングパーティー	
定員	100	80	65	245
参加人数	60	45	36	141
うち市内在住者	13	11	14	38
定員に対する参加割合	60.0%	56.3%	55.4%	57.6%
うち市内在住者	13.0%	13.8%	21.5%	15.5%

(注) 表内の数値は述べ数である。

3 農政水産課

(1) 意見（要望）事項

ア その他法令等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの

(ア) 補助事業の実施に当たり、相当の収益が生じると認められる場合は、収益納付すべき旨の条件を附することや出資金について、財産処分の制限を設けるなど改善する必要があるもの

農政水産課は、平成 30 年度に、里海・里山ブランド推進協議会 with I C M（以下「協議会」という。）に対し、企業版ふるさと納税により寄付された 3,000,000 円を備前市里海・里山ブランド推進事業補助金（以下「補助金」という。）として交付した。そして、協議会は、交付された補助金を映画「ハルカの陶」の制作出資金（以下「出資金」という。）としていた。

補助金の交付を受け、協議会では、映画製作を行う事業者と映画製作に関する契約を締結しており、この契約書によれば、利益がある場合は、その出資比率に応じて分配するものとされている。

上記のとおり、映画の上映次第で利益が生じ、協議会が収益を得る可能性があるにもかかわらず、農政水産課では、その収益の取り扱いについて定めていなかったことから、仮に収益が生じたとしても市がそれを得ることができない状況となっていた。

したがって、補助金の交付を受けた者に相当の収益が生ずると認められる場合は、収益を納付すべき旨の条件を附することなどについて検討する必要があると認められる。

また、出資金は資産として管理されるものであることから、無断での処分を防ぐため、不動産等と同様に、財産処分の制限を設けることなどについても併せて検討する必要があると認められる。

4 産業観光課

(1) 指摘事項

ア その他適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの

- (ア) 伝統的産業振興事業補助金の交付に当たり、交付の目的や対象等が定められていなかったり、交付決定前に事業が開始されていたりしており、適正を欠いているもの

備前市補助金等交付規則（平成 17 年備前市規則第 58 号。以下「規則」という。）によると、補助金等の名称、交付の目的、交付の相手方、交付の対象となる事務又は事業の内容等は、市長が別に定めることとされている。また、市長は、補助事業者から補助金等の交付申請があったときは、補助金等の交付に係る書類の審査等を行い、交付決定することとされており、事業終了後、補助事業等実績報告書の提出があったときは、これを審査し、額を確定することとされている。

産業観光課は、平成 30 年度に、協同組合岡山県備前焼陶友会（以下「陶友会」という。）に、伝統的産業振興事業補助金（以下「補助金」という。）を 3,875,000 円交付している。

補助金の交付に当たり、産業観光課では、組合員が行う備前焼振興のための事業に対する財源にするとした陶友会からの交付申請を受け、その審査を行い、陶友会が実施する事業が適当であるとして、交付決定していた。

しかし、補助金に係る交付決定について確認すると、産業観光課では、交付の相手方や目的、交付の対象等が定められていないにもかかわらず、陶友会が実施する事業が適当であるとしていた。

また、陶友会が実施した 13 事業のうち 1 事業については、交付決定される 5 日前に事業が開始されていた。

このように、補助金を交付するに当たって、交付の目的や対象等を明確にしないまま陶友会が実施する事業が適切であるとして補助金を交付していたことや交付決定前に事業が開始されていたことは適正を欠いていると認められる。

このような事態が生じたのは、産業観光課において、補助事業を実施していく上で必要な手続きや規則についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

(2) 意見（要望）事項

産業観光課は、平成 30 年度に、岡山県建設労働組合和気支部補助金（以下「補助金」という。）を岡山県建設労働組合和気支部備前地区に 200,000 円、同日生地区に 62,000 円交付している。

補助金の交付に当たっては、備前市補助金等交付規則（平成 17 年備前市規則第 58 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、岡山県建設労働組合和気支部補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づくこととなっている。

補助金が規則や要綱に基づき適切に交付されているかについて監査したところ、以下の事態が見受けられた。

ア 効率性、経済性、有効性の観点から検討する必要があると認められるもの

(ア) 建設労働組合補助金について、繰越金が多額に発生していることを踏まえ、今後の継続について検討する必要があるもの

30 年度における両地区が市に提出した会計報告書等の状況をみると、備前地区においては、1,025,035 円、日生地区においては、352,045 円と両地区とも 30 年度の補助金額を超える多額の収支差額が発生しており、当該収支差額を翌年度に繰り越していた。

このように、補助事業者において、多額の繰越金が発生している事態は、会計年度独立の原則、補助事業の適正な執行等の上で適切でないと認められる。

したがって、産業観光課は、両地区において繰越金が多額に発生している状況を踏まえ、今後も引き続き補助事業を継続していくか検討する必要がある。

イ その他法令等には違反しないが、事務処理上改善する必要があるもの

(ア) 建設労働組合補助金について、補助事業の適正な執行を図るため、前金払での交付等を見直すなどの改善を図る必要があるもの

規則によれば、市は、補助事業者から提出される補助事業等実績報告書を審査し、補助金等の額を確定することとされており、その確定した額を補助事業が完了した後において交付することとされている。一方で、市長が特に必要と認めるときは、補助事業等の完了前に補助金等の全部または一部を交付することができることとされている。

そして、要綱において補助金は、4 月に前金払により交付することとされており、実際に産業観光課では、両地区に対し、30 年 4 月 1 日付で交付決定を行い、4 月 3 日に同日付の補助金等交付請求書に従い前金払により交付していた。

しかし、前金払は、債権者及び債権金額の確定した債務に対して事業完了前に支払うものであり、補助金の実績報告書等の審査により金額が変更する可能性があることを考慮すると、両地区の事業が完了する前に前金払により補助金を交付することは妥当ではない。

したがって、産業観光課は、補助事業の適切な執行を図るため、前金払による補助金の交付を見直すなどの改善を図る必要がある。

なお、備前市労働組合協議会補助金についても同様の事態となっていることから、併せて検討する必要があると認められる。

5 水道課、下水道課、病院

(1) 指摘事項

ア 法令等に違反していると認められるもの

(ア) 出納取扱金融機関等の検査が行われておらず政令に違反しているもの

地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号。以下「政令」という。）によると、公営企業管理者または市長は、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）に基づく出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関（以下「出納取扱金融機関等」という。）について、定期及び臨時に地方公営企業の業務に係る公金の収納又は支払の事務及び預金の状況を検査しなければならないこととされている。

出納取扱金融機関等の検査について確認したところ、水道事業、下水道事業、病院事業において、政令に定められている検査を行っていなかった。

したがって、出納取扱金融機関等の検査を行っていなかったことは、政令に違反していると認められる。

このような事態が生じたのは、水道事業、下水道事業、病院事業において、出納取扱金融機関等に係る検査についての認識が十分でなかったことなどによると認められる。

6 学校教育課（及び片上高等学校）

学校教育課は、平成 30 年度に、学校による学区地域の特色を生かした地域学習の充実を目的として、備前市学校教育支援事業補助金交付要綱（平成 20 年備前市教育委員会告示第 5 号。以下「要綱」という。）に基づき、市内の小学校、中学校、高等学校（以下、これらを「学校」という。）に対して、特色ある学校づくり補助金（以下「補助金」という。）を計 3,310,000 円交付している。

備前市補助金等交付規則（平成 17 年備前市規則第 58 号。以下「規則」という。）によれば、補助事業者は、補助事業が完了したときに補助事業等実績報告書（以下「実績報告書」という。）に収支決算書、その他市長が必要と認める書類を添えて報告することとされており、市長は、実績報告書等の審査を行い、補助金の額を確定することとされている。

補助金が規則等に基づき適切に交付されているか、補助対象事業が適切であるかなどについて監査したところ、以下の事態が見受けられた。

(1) 指摘事項

ア その他適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの

(ア) 特色ある学校づくり補助金が過大に交付されており、適正を欠いているもの

学校教育課は、平成 30 年度に、片上高等学校に対し、補助金 161,000 円を交付している。

片上高等学校では、講演会や実習等を実施し、そのための経費として 161,000 円を支出したとする補助金収支決算書を添付して、31 年 3 月 1 日付けで実績報告書を提出していた。そして、学校教育課はこれを審査し、適正であったとして 31 年 3 月 6 日に額を確定していた。

しかし、同校が作成した補助金に係る帳簿を確認すると、収支決算書に記載された経費のうち、「インク、コピー用紙 41,756 円」は、実績報告書の提出時点では購入されていなかった。

したがって、補助金 41,756 円が過大に交付されていることは適正を欠いており、是正する必要があると認められる。

このような事態が生じたのは、学校教育課において、補助金の手続きの理解を学校に促す努力や補助金に係る審査等が十分でなかったことなどによると認められる。

(2) 意見（要望事項）

ア その他法令には違反しないが、事務処理上改善する必要があるもの

(ア) 特色ある学校づくり補助金において、学校評議員に対し、通常の業務以外の業務を依頼し、報償費を支払う必要がある場合には、その区分を明確にするなど改善する必要があるもの

教育委員会は、備前市立学校管理規則（平成 17 年備前市教育委員会規則第 9 号）に基づき、学校評議員を委嘱している。備前市立学校評議員設置要綱によると、学校評議員の主な役割は、校長の求めに応じ、学校運営に関する事項について意見を述べるものとされており、また、学校評議員の報酬については、条例等に定めがないことから、支出できないものとなっている。

片上高等学校は、通常の学校評議員の役割以外の業務を依頼したとして、30 年度の補助金を財源に、4 名の学校評議員に対し、報償費を計 33,000 円支出していた。

しかし、通常の学校評議員の役割以外の業務について確認すると、業務の内容や支出事由等が明確に区分されておらず、適正とは言い難いものとなっていた。

したがって、片上高等学校は、学校評議員への報償費を原則支出しないこととし、その役割以外の業務を依頼し、報償費を支払う必要がある場合には、明確に区分するなど、改善する必要があると認められる。

(イ) 特色ある学校づくり補助金において、要綱における「学校」の位置付けを明確にするとともに実績報告事務に係る通知について、再検討するなど改善を図る必要があるもの

学校教育課は、これまで、要綱に基づき「学校」に対して補助金を交付している。

規則によると、市が補助金を交付することが可能なのは、市以外の者（団体又は個人）とされていることから、要綱における「学校」を市の機関として位置付けた場合、補助金を交付することができない。

一方で、学校教育課は、「学校」が地域のコミュニティセンターとしての役割を持っており、補助金に係る事業についてはこの側面が大きく、「学校」を市以外の者とすることが適当であるとしていた。

このように、要綱における「学校」の位置付けが不明確なことから、「学校」に補助金を交付することが規則に違反するのではないかという疑義が生じている。

したがって、学校教育課では、要綱における「学校」の位置付けを明確化し、要綱が規則に違反するとの疑義が生ずることのないよう改善を図る必要があると認められる。

また、監査の過程において、学校教育課が、補助金の実績報告事務について、交付額と実績額を一致させることとした通知を発したことにより、各学校において、筆記用具1本、用紙1枚単位で購入するなど実績額を調整するための事務が発生しており非効率な状態となっていた。

したがって、学校教育課は、学校における実態を把握するとともに、補助金の実績報告に係る提出書類や事務処理の方法について、再度通知内容を検討するなど、改善を図る必要があると認められる。

7 備前焼ミュージアム

市は、市民の備前焼その他芸術文化に関する知識の向上等に寄与するため、備前市立備前焼ミュージアム設置条例（平成 27 年備前市条例第 38 号。以下「設置条例」という。）に基づき、備前市立備前焼ミュージアム（以下「ミュージアム」という。）を設置している。

ミュージアムにおける使用料等の納付について監査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 指摘事項

ア 法令等に違反していると認められるもの

(ア) 条例の規定や議会の議決がないにもかかわらず、学術研究利用料を減免しており、法令等に違反しているもの

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）によると、分担金、使用料等は、条例でこれを定めなければならないとされている。また、普通地方公共団体の議会は、法律や条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄することは、議決しなければならないとされている。

設置条例によると、学術研究等のためミュージアムが収蔵する備前焼等の撮影、模写、模造、熟覧等（以下「学術研究利用」という。）をしようとする者は、1 点 1 回 3,000 円以内で市長が別に定める学術研究利用料を納付しなければならないとされている。

しかし、ミュージアムでは、設置条例に減免規定がなく、また、議決も得ていないにもかかわらず、備前焼ミュージアム設置条例施行規則（平成 30 年備前市教育委員会規則第 10 号）に定めた備前焼ミュージアム学術研究利用許可申請書の様式を根拠として、平成 30 年度に 3 件 51,000 円を減免しており、条例に違反していると認められる。

このような事態が生じたのは、ミュージアムにおいて、条例に基づき減免することの理解が十分でなかったことなどによると認められる。

イ その他適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの

(ア) 図録に掲載された写真が誤っていたにもかかわらず、適正に完成しているとして図録作成委託料を支払っており適正を欠いているもの

市の契約事務は、備前市契約規則（平成 17 年備前市規則第 47 号。以下「規則」という。）等に従って執行されることとなっている。規則によると、市が契約を締結した場合は、契約の履行を確保するための検査を行うこととされており、検査後でなければ当該契約の代金を支払うことができないこととなっている。

ミュージアムは、30年度に、特別展「珠洲そして六古窯」を開催するに当たり、美術印刷が可能な業者に、オールカラー400部の図録作成業務を500,000円で委託していた。そして、ミュージアムでは、30年10月3日に業者から納品があったことから、図録を検査し、適正であったとして同額を支出していた。

しかし、納品された図録を関係者に送付したところ、関係者から図録に掲載されている写真が異なっているとの連絡を受けた。そこで、ミュージアムでは、誤って図録に掲載した写真に貼付するための訂正シールを70,200円で作成していた。

このように、図録の写真が誤っていたにもかかわらず、図録が適正に完成しているとして、委託料を支払っていたことは、適正を欠いており、是正する必要がある。

このような事態が生じたのは、校正段階における確認において、作家がメールを利用できなかったなどの理由があったものの、カラー印刷されたものを情報が伝わりにくいFAXで依頼するなど、確認の手続き等が十分でなかったことなどによると認められる。

(2) 意見（要望事項）

ア 効率性、経済性又は有効性の観点から検討する必要があると認められるもの

(ア) 特別鑑賞料の徴収について検討する必要があるもの

設置条例によると、ミュージアムへ入館する者は、入館料を納付しなければならないとされている。また、特別展の鑑賞に当たっては、入館料に加えて1,500円以内で市長が別に定める特別鑑賞料を納付しなければならないとされている。

しかし、ミュージアムでは、より多くの市民等の来館を望んでいること、また、特別鑑賞料を徴収した場合、ミュージアムへの来館者が減少することなどを懸念し、これまで特別鑑賞料を定めていなかった。

一方で、特別展を実施するには、常設展とは異なる特別の経費が発生すること、また、前記のとおり、設置条例に特別鑑賞料の徴収が規定されていることなどから、ミュージアムにおいては、今後の特別鑑賞料の徴収について、検討する必要があると認められる。

